組合顧問税理士

## 竹内税理士による



# 持続化給付金説明会を開催します!

#### 持続化給金とは?

国では感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付制度を設けました。対象になるかどうか分からない組合員さんもぜひご参加下さい。

#### 対象者・対象内容(概要)

中小企業・小規模事業者(法人・個人)の方で、新型コロナウイルスの感染拡大の 影響により休業を余儀なくされるなど、事業継続が困難になった事業者が対象とな ります。主な条件(目安)は下記のとおりです。

- ① 2019 年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する 意志があること
- ② 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

### 説明会日時

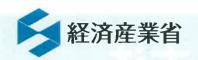
## 6月24日 (水) PM4:00~ 於) 組合会館

### 説明会申込み

下記の全ての事項をご記入の上、組合まで FAX または直接組合窓口までお申込み下さい。申込締切日:6月19日(月)まで。

## 持続化給付金説明会申込書

支部名	班	氏 名	連絡先電話番号





新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど

事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者 フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

# 持続化給付金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比 **50**%以上減少している事業者の方は、 事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。 (今年12月までに売上が 50%以上減少した月がある事業者が対象。令和3年1月15日まで申請が可能です。)

給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者

上限 200 万円

フリーランスを含む個人事業

上限 100万円

給付額:前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

## 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、

電子(オンライン)申請で受け付けます。 パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。

パソコンでの申請は

スマホでの申請は

持続化給付金 検索



「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

持続化給付金コールセンター

**00 0120-115-570 P電話器 03-6831-0613** 

[受付時間] 8:30~19:00

(5、6月中は全日対応)

FAXでも情報が取り出せます。



LINEでもお問い合わせを受け付けています。

LINE ID: @kyufukin\_line



※コールセンターでは、不正受給の 内部通報にも対応しています。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために

「申請サポート会場」を順次開設しています。

. . . . . . .

ご利用に際しての注意点や、開催場所などの詳細につきましては順次、ホームページへ掲載していきます。なお、新型コロナウィルス感染防止のため、事前予約が必要となります。ご来場の際は、必要事項を書いた紙と、必要書類のコピー(できれば現物も)をご持参の上、お越しください。事前予約の方法等、詳細はホームページをご確認ください。